

第二次魚沼市総合計画(案)

平成 27 年 10 月

魚沼市

目次

第1編 序論

第1章 計画の趣旨	1
第1節 本市をめぐる状況	1
第2節 総合計画策定の必要性	1
第2章 計画の役割	2
第3章 計画の構成と期間	3
第1節 計画の構成	3
第2節 計画の期間	3
第4章 策定にあたって	4
第1節 基本方針	4

第2編 基本構想

第1章 魚沼市の将来像	5
第1節 まちづくりの基本理念	5
第2節 魚沼市の将来像	6
第3節 主要指標	7
第4節 土地利用の方針	10
第2章 施策の大綱	11
第1節 生活基盤	12
第2節 環境衛生・自然	13
第3節 健康・福祉	14
第4節 産業	15
第5節 教育・文化	16
第6節 市民協働・自治体運営	17

第3編 前期基本計画

第1章 前期基本計画の重点施策	18
第1節 現状と課題	18
第2節 重点施策の位置付け	18
第3節 重点施策の構成	19
第2章 分野別施策	22
第1節 生活基盤	22
第2節 環境衛生・自然	26
第3節 健康・福祉	29
第4節 産業	34
第5節 教育・文化	38
第6節 市民協働・自治体運営	43

第1編 序論

第1章 計画の趣旨

第1節 本市をめぐる状況

我が国をめぐる社会環境は、急速な少子高齢化や人口減少など社会構造の変化や経済社会のグローバル化と経済・雇用環境の低迷、相次ぐ自然災害による安全・安心への関心の高まりなど、大きな変化を遂げてきています。

地方自治体においても地方分権社会の名の元に独自性や先進性のある施策展開や地域づくりが行われてきており、自己決定・自己責任による行政の運営がこれまで以上に強く求められています。一方、長引く景気低迷に伴う地方税収の減収や国の改革により地方交付税が縮減するなど、地方分権に即した行政運営に見合う財源が確保されない恐れも生じており、地方行政を取り巻く環境は厳しさを増しています。

本市においても、経済活動の低迷や少子高齢化、人口減少に伴う地方税収の落ち込みは避けられず、あわせて、合併特例期間終了による算定替えに伴う地方交付税の遡減が目前に控えています。このような状況を踏まえ、合併以来、行政改革大綱やこれに基づく集中改革プラン等を策定し、事務事業の見直しや組織機構の改革、公共施設の統廃合などに取り組んできました。あわせて、合併時に策定した新市建設計画や第一次魚沼市総合計画に沿った消防庁舎や斎場の建替え、新潟県から引き継ぐ小出病院の整備、学校施設の耐震化・大規模改修などの大規模プロジェクトの実施や各地の防災体制の強化、コミュニティ協議会の設立・運営への支援、子育て支援などにより、将来に向けた安全・安心のまちづくりを進めてきました。

第2節 総合計画策定の必要性

市区町村においては、かつて、地方自治法により、総合計画の最上位に位置づけられる「基本構想」の策定が義務づけられていましたが、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）が平成23年8月1日に施行となり、この規定が廃止されました。

しかし、地方自治法の義務がなくなっても長期的展望に立つ総合的なまちづくりの指針が必要であることについて変わりはないことから、第一次魚沼市総合計画が平成27年度末をもって終期を迎えることを受け、平成28年度を始期とする第二次魚沼市総合計画を策定するものです。

第2章 計画の役割

この計画は、行政運営の指針として次の3点の役割を定めます。

1 地域を運営していく総合指針

市行政において、地方分権時代にふさわしい自律・自立（自己決定・自己責任）のまちづくりに向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための地域運営の総合的な指針とします。

2 まちづくりの共通目標

市民に対して、今後の本市のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、市民がまちづくりに参画・協働するための、まちづくりの目標とします。

3 他団体との調整役と分野別計画の指針

個別の施策を進めるにあたって、他の行政機関等との相互調整としての役割や各分野別に策定する分野別計画の指針とします。

第3章 計画の構成と期間

第1節 計画の構成

まちづくりの基本となる長期的展望を示す「基本構想」、基本構想を実現するための「基本計画」、毎年度の予算編成の指針となる「実施計画」の三層をもって構成します。

1 基本構想

基本構想は、総合計画の最上位に位置する計画であり、本市の目指す姿を明らかにし、目指す姿を達成するための行政の役割を示すものと位置付けます。

2 基本計画

基本計画は、市役所組織の基本方針として位置付けられるものであり、基本構想で示された本市の目指すべき姿を、市長の政策方針や市民ニーズに基づき各分野においてどの程度達成するかを「成果指標」により示し、限られた行政資源を戦略的・合理的に調整するものと位置付けます。

3 実施計画

実施計画は、基本計画に示す目標を達成するための本市の行動計画（主に本市が主体として実施する主要事業の集合体。ただし、市民や民間事業者等が本市と連携、協働して行う事業や国・県等の施策・事業等についても対象とします）として位置付けます。

第2節 計画の期間

計画期間は社会環境の変化への対応や、市の最上位計画としての普遍性の担保を考慮し、さらに合併前を含め、これまでの総合計画の期間を10年としてきたことなどから、第二次総合計画における基本構想の計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とし、基本計画の計画期間は、前期基本計画を平成28年度から平成32年度までの5年間、後期基本計画を平成33年度から平成37年度までの5年間とします。

また、実施計画は、3年間を基本として、毎年度ローリング（改訂）することで、基本計画の期間に関わらず向う3年間の計画とします。

第4章 策定にあたって

本市の人口は、平成16年の合併以来、年間500人を上回るペースで減少が続いています。また一方、日本の人口も平成20年をピークに減少に転じるなど、人口が減少することによって、消費や税収の減少、社会保障費の増大、地域格差の拡大などが大きな問題となっています。しかし、これは、地方自治体のみならず日本社会全体の課題として考えていく必要があります。

こうした状況の中、地方交付税は、平成26年度をもって合併算定替の合併特例期間を終了し、今後、段階的に縮減されることから、行財政改革の推進とともに、既成概念に捉われない施策と戦略性が求められています。そのため、第二次魚沼市総合計画は、本市の置かれている状況を踏まえ、以下の基本方針により策定します。

第1節 基本方針

1 人口減少や人口構造の変化に対応して

本市は、少子高齢社会とともに人口減少社会に変化している現状を踏まえ、想定される最悪のシナリオを回避するため、未来を支える子どもたちや若者の定着をめざし、持続可能な定住環境の整備に努めます。また、多様な都市住民や外国人との交流機会の創出・拡大に努めるなど交流人口を増大します。

2 地域資源を活用した「魚沼創生」へ

本市は、長い間、農林水産業の営みの中から自然との共生、生活、産業技術の発展など暮らしの基盤や文化、コミュニティを築いてきたことから、市域に存する豊富な資源の保全とともに、再生を促し、付加価値の高い地域産業の発展に努めます。また、地域資源を利活用した産業をおこし、雇用機会を創出します。

3 コミュニティの充実・強化を踏まえて

本市は、人口構造の変化から地域の様々な活動をサポート又はその主体として活動する担い手が不足する中、市域における分権の受け皿としてコミュニティ基盤の強化・充実に努め、男女・世代等を問わず市民が主体となり、等しく地域社会において行動できる参画と協働のまちづくりをすすめます。また、あらゆる差別をなくし、人権を尊重する、人にやさしいまちづくりをすすめます。

第2編 基本構想

第1章 魚沼市の将来像

第1節 まちづくりの基本理念

本市では、まちづくりに関する最上位の条例として、「まちづくり基本条例」を平成21年12月21日に制定しました。^{*1}

第二次魚沼市総合計画において、この前文を、まちづくりの基本理念として掲げることとします。

私たちが愛する魚沼市は、越後三山に連なる山々にいだかれ、清らかな水と緑に育まれた美しいまちです。私たちはこの自然の恵みに感謝し、先人が築いた文化を敬い、ひとりひとりが元気に暮らせるまちを創るため、魚沼市の将来像である「人と四季がかがやく雪のくに」に向かって、「心豊かに学びあうまち」「はたらく喜びにあふれたまち」「ささえあい助けあう楽しいまち」をめざします。

私たちは、市民の視点を生かした魅力あるまちを創るため、この条例に定めるまちづくりの基本原則を最大限尊重することとします。

(魚沼市まちづくり基本条例前文)

^{*1} まちづくり基本条例：平成21年に、「情報の共有化」と「市民と行政が協働するシステムの構築」を主目的とし全9条の構成で制定されました。その後、自治の基本理念、市民、議会、首長・行政等のそれぞれの役割と責任、市政運営の基本原則、行政手続、行政評価など16条を加え、全25条の条例として平成26年に改正しています。

第2節 魚沼市の将来像

「まちづくりの基本理念」では、魚沼市の将来像を「人と四季がかがやく雪のくに」としています。これは、平成16年の新市建設にあたり掲げた将来像であり、これからもずっと目標とするものです。

第二次総合計画の策定にあたっては、このうち「人がかがやく」に着目し、人がかがやくためにこれからの10年間でめざすべき「まち」を、第二次総合計画における将来像として次のとおり掲げることとします。

人が集い、学び、支えあうまち 魚沼

人が集うまち 魚沼 とは…

市民が、笑顔で暮らし、働くことができる環境を整え、誰もが豊かに住み続けることができるとともに、国内や世界から多くの人々が訪れ、交流によって賑わいがあふれるまちづくりをすすめます。

人が学ぶまち 魚沼 とは…

市民が、本市の豊かな自然の大切さ、脈々と受け継がれてきた文化・歴史、本市に対する愛着と誇りなどを学ぶことができる環境を整え、本市の将来を担う豊かな人財^{*2}を輩出するとともに、守るべき地域資源を次世代に引き継いでいくまちづくりをすすめます。

人が支えあうまち 魚沼 とは…

市民が、絆を大切にし、地域コミュニティを育んでいくことができる環境を整え、人々がお互いに支えあい、子どもから高齢者までが生き生きと暮らし続けることができるとともに、市民、企業、行政などのパートナーシップによって、市民みんなが将来像を共有できるまちづくりをすすめます。

^{*2} 人財：第二次魚沼市総合計画においては、これからの本市のまちづくりを担う人たちを、魚沼市の財産であるという意味を込めて「人財」と表記しています。

第3節 主要指標

1 人口フレーム

本市の国勢調査人口は、2005年（平成17年）に43,555人でしたが、年間500人を上回るペースで減少が続き、2010年（平成22年）には40,361人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による将来推計では、2060年（平成72年）に本市の人口が約17,000人にまで減少すると見込まれていますが、人口減少に歯止めをかけるために本市が行う対策の効果を加味した推計を行いました。（下表）

推計の考え方としては、「結婚したい、子どもを持ちたい」という希望をかなえるための施策により合計特殊出生率が向上し（注1）、かつ「地元へ帰りたい、魚沼市に住みたい」という希望をかなえるための施策により、転出が減少し転入が増加する（注2）ことの効果を、社人研の推計値に段階的に加えて試算しています。この結果をもとに、第二次魚沼市総合計画の最終年度である2025年（平成37年）の人口フレームを、35,500人に設定するものとします。

(1) 総人口

魚沼市の総人口の推移

	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2020年 (H32)	2025年 (H37)	2040年 (H52)	2060年 (H72)
社人研推計（人）	40,361	37,700	35,200	32,700	25,600	17,100
目標人口（人）	40,361	38,500	37,000	35,500	31,300	26,000

社人研の推計は、「日本の地域別将来推計人口（2015（平成25）年3月推計）」の推計値を100人単位で端数調整。目標人口は、2015（平成25）年4月末の住民基本台帳人口をベースに推計した。ただし、いずれも2010年は国勢調査による実績。

（注1）合計特殊出生率とは、ある期間（1年間）の出生状況に着目したもので、その年における15歳から49歳の女性の出生率を合計したものです。2030年に1.8人、2040年に2.1人を想定し、直近の実績値から段階的に向上するものとして推計しました。（2011年実績：1.43人、2025年想定：1.73人）

（注2）転出が減少し転入が増加する結果、全年代における社会減^{*3}が、2040年までに段階的に現在の減少率に対して50%程度まで抑制されるものとして推計しました。（2010年から2015年の社会減の見込みは1300人。なお自然減^{*4}の見込みは1400人。）

*3 社会減：転入と転出の差がマイナスの状態のこと。

*4 自然減：出生と死亡の差がマイナスの状態のこと。

本市の年齢別人口構成は、第二次総合計画の計画期間においては、年少人口（0-14歳）と生産年齢人口（15-64歳）は減少を続けます。老年人口（65歳以上）は2025年（平成37年）頃をピークに減少に転じる見込みですが、老年人口割合は当分の間は増加が続きま

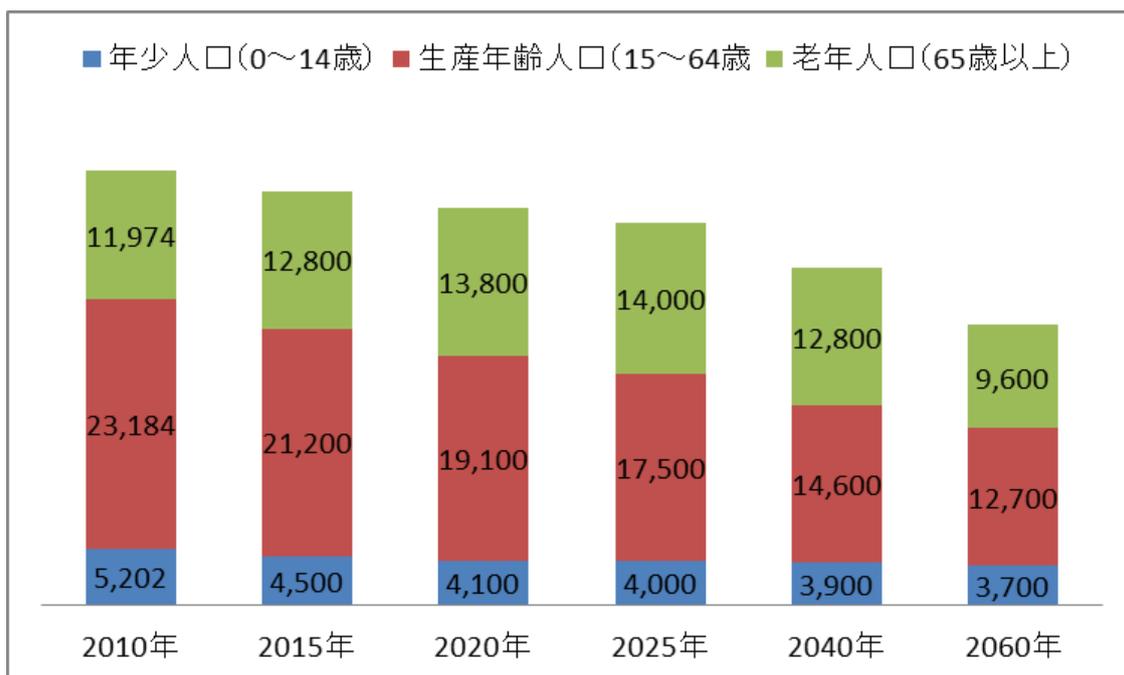
す。
目標どおり出生率が向上した場合、年少人口は減少を続けるものの、年少人口割合は2025年頃からは増加に転じる見込みです。生産年齢人口は当分の間は人口・割合ともに減少が続きま

す。
この推計結果をもとに、第二次総合計画の最終年度である2025年（平成37年）の年齢別人口を、年少人口4,000人（11.3%）、生産年齢人口17,500人（49.3%）、老年人口14,000人（39.4%）と設定するものとします。

(2) 年齢別人口

魚沼市の年齢別人口推移（推計値を100人単位で端数調整。ただし2010年は国勢調査による実績。）

	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2020年 (H32)	2025年 (H37)	2040年 (H52)	2060年 (H72)
年少人口（0～14歳）	5,202	4,500	4,100	4,000	3,900	3,700
年少人口割合	12.9%	11.7%	11.0%	11.3%	12.5%	14.2%
生産年齢人口（15～64歳）	23,184	21,200	19,100	17,500	14,600	12,700
生産年齢人口割合	57.4%	55.1%	51.6%	49.3%	46.6%	48.8%
老年人口（65歳以上）	11,974	12,800	13,800	14,000	12,800	9,600
老年人口割合	29.7%	33.3%	37.3%	39.4%	40.9%	36.9%



2 財政フレーム

将来にわたって持続可能な自治体運営をめざし、現在の財政状況を踏まえた中で将来の収入見込みと財政需要を中長期の期間で推計することにより、公債費など将来負担となる経費を予測し、中長期的視点に立った財政運営をすすめるため、今後 10 年間を見通して目標値を設定しました。

なお、国の政策・社会経済情勢の変化、新たな財政需要などに適切に対応させるため、適宜、財政計画の見直しを行うことにより、より実効性のあるものにしていきます。

また、平成 27 年度から普通交付税の逡減措置が始まったことや、計画期間中に大規模建設事業が想定されることなどにより、しばらくの間は収入不足を基金の取崩しによって補うため、財政健全化判断比率も高くなります。しかし平成 37 年度時点では大規模建設事業が完了し、予算規模は通常ベースに落ち着いていく見込みです。財政健全化判断比率については、大規模建設事業の借入金の償還が始まることから現在より比率が高くなる見込みですが、行財政改革の取り組みを強化し、目標値を上回らないように財政運営をすすめるとともに、事業の選択と集中により、広範かつ多様な市民ニーズに的確に対応できるよう取り組みをすすめます。

(1) 予算規模

	平成 27 年度実績値	平成 37 年度目標値
当初予算額	298 億円	230 億円

・対象とする会計は、一般会計です。

(2) 財政健全化判断比率

	平成 25 年度実績値	平成 37 年度目標値
実質公債費比率（注 1）	10.7%	15.0%未満
将来負担比率（注 2）	36.1%	150.0%未満

（注 1）実質公債費比率：資金繰りの危険度を示します。借入金の返済額（公債費）と、これに準ずる額の大きさを指標化したものです。自治体の収入に対する負債返済の割合を示し、3 年間の平均値を使用します。新たな起債をするために、18%未満は国や都道府県との協議、18%以上は許可が必要であり、25%以上だと起債を制限されます。

（注 2）将来負担比率：将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します。借入金の返済額（公債費）や将来的に支払う可能性のある負担等について、現時点での残高の程度を指標化したものです。

- ・実質公債費比率は 18.0%未満、将来負担比率は 180.0%未満を健全財政の目安の比率と捉えています。
- ・平成 25 年度の実績値が作成時現在の最新実績です。

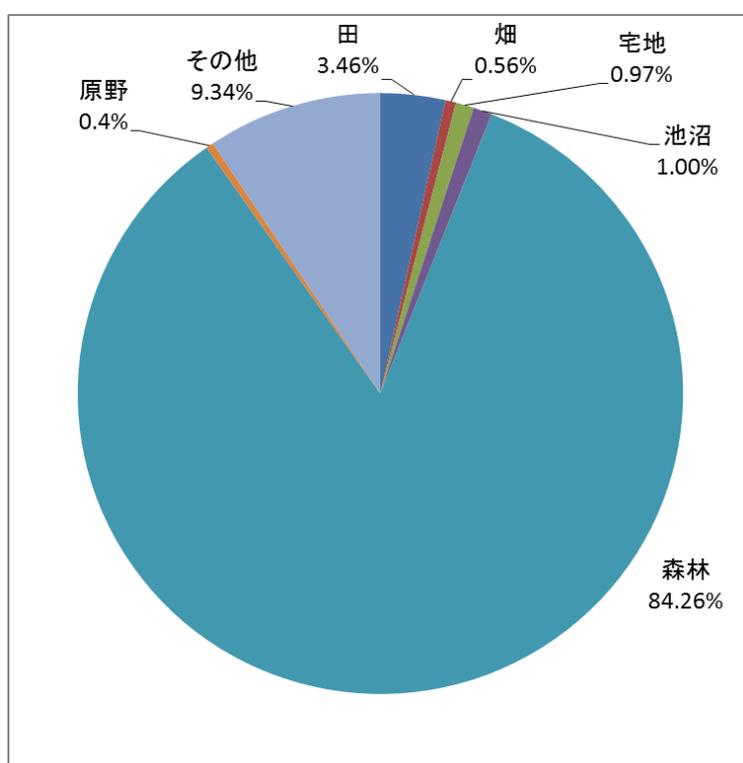
第4節 土地利用の方針

1 土地利用の現況

本市は、新潟県の南東に位置し、東は福島県、南は群馬県に接していて、総面積は946.76 k㎡と新潟県全体の7.5%を占めています。西を魚沼丘陵、東を三国山脈にはさまれた魚沼盆地の北方に位置し、夏は高温多湿、冬は積雪3mを超える日本有数の豪雪地帯です。

区分	田	畑	宅地	池沼	森林	原野	その他	計
面積(k㎡)	32.80	5.33	9.14	9.45	797.77	3.80	88.47	946.76
割合(%)	3.46	0.56	0.97	1	84.26	0.4	9.34	100

※田・畑の面積は「農林水産統計 平成25年市町村別耕地面積」、宅地・池沼の面積は「平成25年固定資産の価格等の概要調書」森林・原野の面積は、2010(平成22)年農林業センサスによる。



2 土地利用の方針

土地は市民生活や産業活動の基盤であり、限りある資源です。

第一次総合計画では、地域特性を活かした良好な生活環境の確保と地域全体の均衡ある発展をめざし、広域的な視点を持ち、自然環境の保全に配慮し、災害に強い計画的で秩序ある土地利用を行うため、整備方針を定めています。

しかし、合併後10年を経過した中で、商業地・住宅地の市街地郊外への拡大が進むなど、社会的環境等の変化によって、第一次総合計画でのゾーニングによる整備方針では土地利用についての調整がより困難になってきています。

このため、都市計画と農業振興地域整備計画の調整機能を持ち、自然環境の保全や防災にも資する、市全体についての総合的な土地利用の方針が必要であることから、早急に国土利用計画法に基づく魚沼市計画を策定することとします。

第2章 施策の大綱

人が集い、学び、支えあうまち 魚沼

生活基盤	安心な暮らし 愛着のもてるまちづくり
環境衛生・自然	豊かな自然と人が共生するまちづくり
健康・福祉	生涯にわたり健やかで安心して暮らせるまちづくり
産業	豊かな地域資源を活かした力強い産業を創るまちづくり
教育・文化	私たちが育む学びのまちづくり
市民協働・自治体運営	市民の想いを活かした未来へつなぐまちづくり

第1節 生活基盤

1 基本目標 **安心な暮らし 愛着のもてるまちづくり**

快適な生活環境と雪や災害に強い体制を構築し、今もこれからも愛着をもって暮らせるまちづくりをすすめます。

2 主要な施策

(1) 安心で便利な生活基盤の整備

人々の暮らしや交流、産業を支えるため、雪に強く人にやさしい道路網の整備と道路機能の維持向上に努めます。

暮らしに不可欠なライフラインの維持向上に努めます。

(2) 快適な暮らしを支える生活環境の整備

市民の足となる公共交通の持続可能な仕組みづくり、情報通信基盤の整備と活用を民間、地域とともにすすめます。

快適な住環境を実現するため、一般住宅の克雪や耐震化、空き家の適正な管理の周知と有効活用、公営住宅の適正な維持管理と再編をすすめます。

(3) 暮らしを守る防災体制の整備

市民が安全で安心して暮らせるように、自助・共助・公助を担う仕組みの充実、それを支える支援体制と基盤の強化に取り組みます。

第2節 環境衛生・自然

1 基本目標 豊かな自然と人が共生するまちづくり

美しい魚沼の四季、これを織りなす雄大な自然を守り、活かし、親しみながら共生し、魅力あふれるまちづくりをすすめます。

2 主要な施策

(1) 豊かな自然の保全と育成

豊かな自然が織りなす美しい四季の姿や原風景は、先人たちが守り続けてきたかけがえない財産です。美しい山々の風景、森林や里地・里山、水辺の環境を守り育て、大切な財産として後世まで引き継いでいきます。

(2) 自然の恵みを活かす仕組みづくりの推進

魚沼の豊かな森林や水、雪などの自然資源の利用をすすめます。

また、美しい山河や里山、田園などの自然を活かし、交流人口の増加など地域の活性化につなげます。

(3) 自然に親しみ、学び、誇りを持てるふるさとの創造

自然とふれあい、ふるさとの価値や良さを知り、誇りを持てるよう、子どもから大人までみんなで取り組む環境教育・学習の充実や啓発活動により、環境意識の高揚を図ります。

(4) 循環型社会環境の整備

環境負荷の少ない持続可能な資源循環型社会を目指し、地球温暖化の防止やごみの減量化及び再資源化をすすめ、省エネルギーの促進や自然エネルギーの活用を推進します。

第3節 健康・福祉

1 基本目標 生涯にわたり健やかで 安心して暮らせるまちづくり

地域社会全体でともに支えあう関係や環境を整え、安心して心豊かに楽しく暮らせるまちをめざします。

2 主要な施策

(1) 心身ともに健康で笑顔あふれる暮らしの創造

誰もが生涯を通じて心とからだの健康を保ち、楽しく生き生きと暮らせるよう健康づくりを推進し、健康寿命を延ばします。

(2) 安心して産み育てる喜びを感じることができる社会の構築

親子とも健やかに育ちあいながら、子育てが楽しいと感じられるように、地域全体で支える環境を整えます。

(3) 市民が安心して暮らせる仕組みの構築

誰もが生き生きと自分らしく暮らせるよう環境を整え、障害のある人もない人も地域社会でともに支えあう仕組みづくりをすすめます。

(4) 高齢者が安心して生き生きと暮らせる仕組みの構築

高齢者が地域社会に参加でき、生きがいを持って心豊かな生活を送ることができる環境を整えます。

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域や関係機関と緊密に連携しながら在宅医療・介護・福祉が一体となった仕組みづくりをすすめます。

(5) 誰もが健康管理ができる安心で身近な地域医療の充実

市民に信頼される身近な医療を充実させ、子どもから高齢者まで笑顔あふれる生活が送られるよう、健康管理ができる取り組みをすすめます。

市民がかかりつけ医をもちながら上手に医療機関を利用することにより、医療従事者と一緒に医療を守る取り組みをすすめます。

第4節 産業

1 基本目標 豊かな地域資源を活かした 力強い産業を創るまちづくり

豊富な地域資源を活用した新産業の創出と既存産業の強化を合わせ人財の育成・確保により、力強い地域産業づくりをすすめます。また、雇用の場の拡充と交流人口の拡大を図り、広く情報発信をすることにより活力のあるまちづくりをすすめます。

2 主要な施策

(1) 地域資源の活用による産業の振興

豊かな資源を活用した生産品のブランド化や消費者のニーズを創造するものづくりを推進します。また、商品開発や技術開発を支援し、新しいビジネスの展開をすすめることにより地域産業の活性化を図ります。

(2) 魅力ある農林業の振興

農業を魅力ある産業としてより一層振興するため、生産基盤を整備し担い手への集積や農産物の生産拡大、6次産業化をすすめ、経営の安定化・活性化を図ります。また、地産地消をはじめとした安全・安心な地場製品の消費拡大に向けた仕組みづくりを推進します。

林業の再生については、地元産木材の活用を図り、林業関係産業の安定的な事業量を確保し、林業従事者の育成と雇用拡大をすすめます。

(3) 商工観光業の競争力強化

商工業については、起業を促進するとともに、農商工や企業間の連携など既存企業の活性化をすすめます。

観光については、自然や文化・人などの観光資源を活用し、広域的な連携を図りながら新たな観光スタイルを構築します。また、地域内外を中心に海外も意識した交流と受入体制の整備をすすめます。

(4) 雇用機会の拡充と地域の担い手の確保

地域特性を活かした競争力の強化により地域産業の振興を図るとともに企業の新規ビジネス開拓を支援します。また、起業や企業誘致により雇用の場を創出し、地域の担い手の確保を図ります。

第5節 教育・文化

1 基本目標 私たちが育む学びのまちづくり

誰もが学び交流する場所づくりを推進するとともに、楽しく有意義に継続できる生涯学習、スポーツや芸術文化活動の環境整備を推進し、質の高い学びのまちづくりをすすめます。

2 主要な施策

(1) 生涯学び続ける仕組みの充実

子どもから高齢者までの社会参加や生涯学習を支援し、誰でも、いつでも学べ、学習成果を生かすことができる仕組みづくりをすすめ、充実させます。併せて、社会教育施設の効率的・効果的な活用を図ります。

(2) 乳幼児期の教育の充実

基本的な生活習慣を身につけ、人と関わり、共に育ちあえる教育を推進するため、家庭や地域が楽しくあたたかい雰囲気の中で、子どもを育てることができる環境を充実させます。

(3) 市民が参加する学校づくりの推進

自ら考え、自ら学ぶ、創造力にあふれた人間性豊かでたくましい子どもを育てるため、生きる力を育む教育を推進します。また、市民が参加し世代を越えて交流する地域に開かれた学校づくりと学校施設の環境整備をします。

(4) 潤いのある地域文化や芸術の振興と創造

多くの市民が文化芸術活動に親しみ、交流の輪が広がるような取り組みを行い、歴史・伝統を大切に、地域に根ざした文化のまちをつくります。

(5) 楽しく質の高いスポーツ・レクリエーションの振興

誰でも楽しく参加できるスポーツや自然に親しむ活動などを推進します。夢に向かってスポーツに取り組める体制の整備をすすめ、質の高い活動をめざし、関係団体との連携や環境を充実させます。

第6節 市民協働・自治体運営

1 基本目標 市民の想いを活かした未来へつなぐまちづくり

行政が情報を提供し、協働するシステムを充実させ、魅力あるまちづくりをすすめます。

2 主要な施策

(1) 市民参画と行政との協働の推進

市民主体のまちづくりを実現するため、まちづくりに関する情報を市民と共有することにより、多くの市民の自主的な参画を促し、その意見が反映されるまちづくりをすすめます。

(2) 市民参画による地域づくりの推進

地域の自治機能を高め、活力ある地域づくりに向けて、世代間を越えた市民の交流、人財の活用と育成、支え合う仕組みを構築するとともに、地域外交流などを通じて移住・定住の促進を図ります。

(3) 市民に信頼される開かれた行政運営

将来にわたり、市民に信頼される行政運営を推進します。

また、市民の利便性や将来の負担を踏まえた公共施設の有効活用や機能統合をすすめるとともに、人口減少・少子高齢化に迅速に対応できる行政基盤の強化を図ります。

(4) 選択と集中による財政運営

未来に向けて健全な魚沼市をつくるため、将来的な財政状況をしっかりと把握するとともに方向性を十分に協議し、事業の選択と予算の集中投資による効果的かつ効率的な財政運営をすすめます。

第3編 前期基本計画

第1章 前期基本計画の重点施策

第1節 現状と課題

本市の国勢調査人口は、平成17年の時点で43,555人でしたが、平成22年には40,361人にまで減少しており、その後も減少が続いています。

人口減少は地方だけでなく日本社会全体の問題であり、国としても平成26年に、まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」^{*5}及び「総合戦略」^{*6}を策定し、人口減少問題対策に総合的に取り組むこととしています。

本市でも、これまで雇用対策や子育て支援など、それぞれの政策分野で定住の促進や少子化対策に取り組んできましたが、依然として人口減少に歯止めがかかっていません。

第二次魚沼市総合計画前期基本計画においては、人口減少問題対策を重点施策として位置付け、国の「長期ビジョン」及び「総合戦略」と一体的に、効果の高い施策を総合的・集中的に実施していく必要があります。

特に、人口減少問題対策の重要な部分を占める雇用の創出や産業振興においては、豊かな地域資源など本市の特性を活かした施策が必要です。

また、前期基本計画期間内の平成31年度には新市建設計画の終期を迎えることから、魚沼市としての将来に向けたまちづくりを、ハード・ソフト両面にわたり集中的に推進していく必要があります。

第2節 重点施策の位置付け

第二次魚沼市総合計画前期基本計画では、厳しい財政状況と人口減少・少子高齢化の中で、多様化する市民ニーズに対応し、まちづくりをすすめていくために、限られた行政資源を戦略的かつ計画的に活用し、重点的に取り組んでいく必要があります。

このため、政策分野を横断して、前期基本計画期間で特に重点的に取り組むべき施策について「前期基本計画の重点施策」と位置付け、積極的に推進します。

^{*5} 長期ビジョン：平成26年12月に閣議決定された、2060年に1億人程度の人口を確保する中長期展望

^{*6} 総合戦略：長期ビジョンを実現するための、2015～2019年度（5ヵ年）の政策目標・施策

第3節 重点施策の構成

本基本計画における重点施策は、今後5ヵ年（平成28～32年度）で特に重点的に施策を推進するものとし、「人口減少問題対策」、「地域資源の活用」、「将来に向けたまちづくりの推進」の3つで構成します。

この重点施策の推進のために、第2章1節から6節の分野別の施策について相互に連携し、横断的に取り組んでいきます。

前期基本計画の重点施策

第1項 人口減少問題対策

前期基本計画における重点施策として、国の「長期ビジョン」及び「総合戦略」と一体的に、効果の高い施策を総合的・集中的に実施します。

- 1 雇用の創出、就業の場の確保
- 2 結婚・出産・子育ての支援

第2項 地域資源の活用

人口減少問題対策の重要な部分を占める雇用の創出や産業振興において、豊かな地域資源など本市の特性を活かした施策を展開していきます。

- 1 食のまちづくりの推進
- 2 地域資源を活かした産業おこし

第3項 将来に向けたまちづくりの推進

魚沼市としての将来に向けたまちづくりを、ハード・ソフト両面にわたり集中的に推進します。

- 1 市民参画の推進とコミュニティの充実・強化
- 2 「魚沼市版コンパクトなまちづくり」の推進

第1項 人口減少問題対策

◆1 雇用創出、就業の場の確保

農業や林業などの担い手確保、企業誘致等による雇用促進や起業の支援、地域資源を活用した産業振興を総合的に進めるほか、U・Iターンの受入れ体制をつくるなど、定住人口の増加を図ります。あわせて、魚沼の自然を活かした体験型観光や友好都市との交流等により交流人口の増加を図ります。

◆2 結婚・出産・子育ての支援

結婚を希望する若い世代が希望どおり結婚できるよう、出会いの場の創出や相談体制の整備に取り組み、妊娠・出産・子育てについて切れ目のない支援を行います。また、子どもの健やかな成長を地域全体で見守り育む仕組みづくりをすすめます。

第2項 地域資源の活用

◆1 食のまちづくりの推進

本市の豊かで良質な水と、四季がはっきりとした気候は、魚沼産コシヒカリだけでなく、おいしくて安全な食材を育みます。これらを活かし、健康づくりや食育に加えて、地産地消をすすめ、地域の活性化や産業振興まで「食」をテーマにお互いを結びつけ、「食でつながる元気なまちづくり」を推進します。

◆2 地域資源を生かした産業おこし

森林資源を利活用し、木質バイオマスエネルギーの有効利用など新たな取り組みをすすめるほか、雪冷熱のエネルギー利用など、豊富な自然資源の利活用をすすめます。

また、地域の人財や伝統技能も地域の大事な資源ととらえ、その発掘と活用に努めます。

第3項 将来に向けたまちづくりの推進

◆1 市民参画の推進とコミュニティの充実・強化

市民主体のまちづくりを推進するために参画と協働をすすめていきます。特に、地域の人財や民間活力などの資源を積極的に活用していきます。また、高齢化が進む中で、誰もが安心して暮らせるよう、地域のコミュニティ基盤の強化・充実に努めます。

◆2 「魚沼市版コンパクトなまちづくり」*7の推進

誰もが安全で暮らしやすいコンパクトなまちづくりに取り組み、あわせて公共交通との連携により市民の利便性向上を図ります。また、公共施設全体の機能や配置を総合的に考慮し、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うほか、近隣自治体間における公共施設の相互利用を促進します。

*7 魚沼市版コンパクトなまちづくり：平成20年策定の「魚沼市都市計画マスタープラン」に掲げる、地域拠点の形成と交通ネットワークの確保を柱とした、人口減少・高齢化等に対応したまちづくりの考え方です。

第2章 分野別施策

第1節 生活基盤

基本目標 **安心な暮らし 愛着のもてるまちづくり**

快適な生活環境と雪や災害に強い体制を構築し、今もこれからも愛着をもって暮らせるまちづくりをすすめます。

1 現状と課題

○現状と課題

道路網については、地域発展の視点からの路線整備、道路機能の維持向上や災害時のバックアップ道路の整備が必要です。また、ガス・上下水道については、人口減少に伴う料金収入の減少が進む中、経営が持続できる対策が重要となってきます。

公共交通は、費用対効果を勘案しながら地域の実情に対応した持続可能な体系を整備していく必要があります。また、情報通信分野では、災害時などの情報伝達機能を向上させるとともに、高度情報化社会へ対応した更なる環境整備の推進が求められています。

住環境では、住宅の克雪・耐震化、空き家への対策、また公営住宅の再編整備が必要です。

近年豪雨災害や地震などによる想定を超える規模の災害が多発しており、生命財産が奪われています。こうした災害から、市民の生命・財産を守る体制の構築が急がれます。

なお、今後のまちづくりを進めていくなかで、市街地や集落地等の身近な景観を地域の重要な資源として保全し、良好な景観形成を図る必要があります。

○前期基本計画において優先されるべき課題

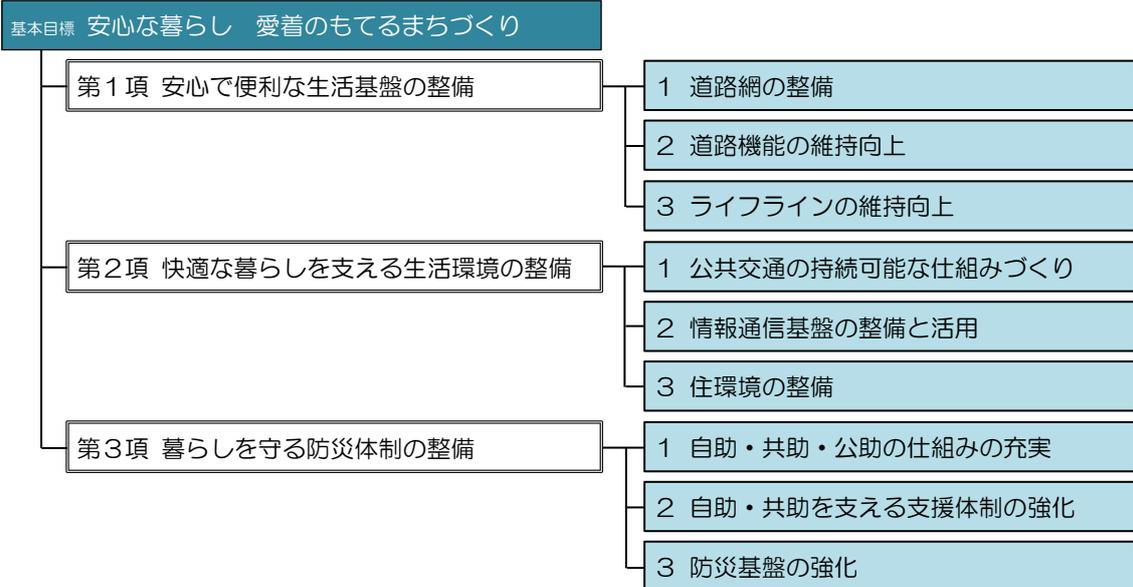
橋梁などの道路構造物の老朽化対策や、人も車も安全で安心して通行できる道路整備と、災害時の孤立集落解消のため、道路機能の向上を図ることが必要です。また、ガス・上下水道については、将来人口を見据えた施設の運営、整備をすすめていく必要があります。

過疎・高齢化が進む中、公共交通の果たす役割は益々重要性を増すことから、将来を見据えて地域ビジネスの手法も視野に入れた持続可能な公共交通体系の整備が必要であり、また、情報通信分野においては、災害時や緊急時における情報伝達機能の向上とあわせ、地域情報を発信できる環境整備が必要です。

住環境では、屋根雪除雪の安全対策や一般住宅の克雪化及び空き家の適正な管理や有効活用が課題となっています。

大規模災害や火災等に対し効果的に対応するため、市民・地域の自助・共助の能力向上と消防防災機能や救急体制、市の防災体制などの充実を図るとともに、市民、地域、消防団、各種団体、行政の連携を深める必要があります。

2 施策の体系



3 主要な施策

第1項 安心で便利な生活基盤の整備（1-1）

◆1 道路網の整備（1-1-1）

地域発展や産業の振興を図るため、幹線道路の整備及び利便性の高い交通ネットワークの強化に努めるとともに、災害時の孤立集落解消のため、道路機能の向上を促進します。

◆2 道路機能の維持向上（1-1-2）

地域の実情に即した道路の機能向上、ユニバーサルデザイン^{*8}化など人にやさしい生活道路を整備するとともに、適切な維持管理による長寿命化をすすめます。

また、冬期間の道路機能を確保するため、効率的な除雪体制の確立及び関連施設の機能向上を図ります。

◆3 ライフラインの維持向上（1-1-3）

ガス・上下水道は、人口減少に伴う料金収入の減少、施設の老朽化に伴う更新投資の増大などにより、経営環境が厳しくなることを踏まえ、施設の統廃合や効率化を図り、将来を見据えた適正な規模の施設整備をすすめます。

また、快適な生活環境を維持するために安全安心な供給体制の維持向上を図ります。

^{*8} ユニバーサルデザイン：障害者だけでなく、多くの人が使いやすいよう最初から設計する手法。

第2項 快適な暮らしを支える生活環境の整備（1-2）

◆1 公共交通の持続可能な仕組みづくり（1-2-1）

鉄道、路線バス、乗合タクシー等の交通資源の有効活用に加え、将来を見据えたコミュニティバスの導入の検討など、市民生活の足として通学、通院、買い物など地域の実情に対応した持続可能な公共交通体系を整備し、利便性の向上と利用の促進を図ります。

◆2 情報通信基盤の整備と活用（1-2-2）

情報通信基盤においては、市内どこでも情報が早くて確に伝わることを目指すとともに、地域に密着した情報を発信できる環境整備及び公共施設や商業施設、観光施設等への公衆無線 LAN^{*9}の設置をすすめ、情報通信技術を利用した利便性の高い地域の実現を図ります。

◆3 住環境の整備（1-2-3）

屋根雪除雪の安全対策や一般住宅の克雪化、耐震化などをすすめるほか、法令^{*10}に基づき空き家対策として所有者等に解体・撤去を含めた適正な管理を促すとともに、空き家バンクなどを通じて有効活用を図ります。

また、公営住宅については、計画的な改修による長寿命化を図るとともに、民間活力も視野に入れながら住民ニーズに対応した再編整備をすすめます。

第3項 暮らしを守る防災体制の整備（1-3）

◆1 自助・共助・公助の仕組みの充実（1-3-1）

家庭・学校・職場などで自らがその生命や財産を守り（自助）、地域や企業が助け合い（共助）、市・消防本部・消防団・警察などによる応急・復旧対策活動（公助）の役割を明確にし、連携の仕組みを充実して災害対応を円滑にします。

なお、消防団は、公助と共助の両方の側面があり、指揮統制で活動する実働部隊であると同時に、公助と共助や自助との「つなぎ役」、市民に対する「情報伝達者」であることから、役割の明確化を図ります。

^{*9} 公衆無線 LAN：無線 LAN が使えるスマートフォンやノートパソコンなどを持参すると、駅や飲食店、ホテルなど公衆の場でインターネットが利用できるサービスのこと。無料のものと有料のものがあります。

^{*10} 法令：空家等対策の推進に関する特別措置法及び魚沼市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例。

◆2 自助・共助を支える支援体制の強化（1-3-2）

家庭・学校・職場などでの災害への備え、危険個所、避難場所や経路などの情報を提供するとともに、自らを守る防災意識の向上や防災教育の充実を図ります。

また、自主防災会や防災士の育成・支援を進め、地域防災力の底上げを図るとともに、避難行動要支援者名簿や災害情報の共有を図るなど、地域や職場を守る災害対応を支援します。

◆3 防災基盤の強化（1-3-3）

市の防災体制、消防本部、消防団の充実を図るとともに、関係機関との協力関係を強化します。

また、災害・防災情報の迅速、正確な提供を図るため、情報基盤の充実や情報通信事業者との連携をすすめるとともに、国県と連携し、自然災害の減災対策のための施設整備を促進します。

第2節 環境衛生・自然

基本目標 豊かな自然と人が共生するまちづくり

美しい魚沼の四季、これを織りなす雄大な自然を守り、活かし、親しみながら共生し、魅力あふれるまちづくりをすすめます。

1 現状と課題

○現状と課題

本市は、尾瀬国立公園や越後三山只見国定公園など美しい自然と四季の変化に富んだ環境の中で、その豊かな自然が織りなすさまざまな恵みを享受し、地域社会を形成してきました。このような自然環境は、市民の財産でありふるさとの誇りです。

しかし、その一方で、人間が追求してきた便利で快適な生活や経済活動は、森林や里山に対する関わりを薄れさせるとともに、環境への負荷を増大させ、自然環境を破壊しつつあります。

この美しく豊かな自然環境を次世代へ引き継ぐためには、市民一人ひとりの環境意識を高めることにより、環境に配慮し、自然と共生したライフスタイルを実現し、持続可能な循環型社会への転換をすすめるとともに、豊かな自然の恵みを活かす仕組みづくりを推進していく必要があります。

○前期基本計画において優先されるべき課題

現在の森林や里山は人々の関わりが薄れ、手入れがされず、荒廃が進んでいる状況です。このようななかで森林や里山の持つさまざまな機能を発揮させていくため、エネルギー対策や環境保全、新たな地域産業の創出による地域の活性化をすすめ、地域の森林資源の活用を推進していく必要があります。

また、資源循環型社会の推進を図るため、ごみを資源として循環させるシステムの再構築が必要であるとともに、美しい自然環境と限りある資源を守り活かすため、環境意識の高揚と市民協働による環境保全活動を推進していく必要があります。

2 施策の体系



3 主要な施策

第1項 豊かな自然の保全と育成（2-1）

◆1 豊かな自然と美しい景観の保全（2-1-1）

やすらぎと潤いを与えてくれる貴重な自然環境を次世代へつなぐため、環境意識の啓発を図り、市民一人ひとりの環境保全に対する意識を高めるとともに、市民や関係団体と協働して、貴重・希少な動植物の保護に努めます。

◆2 森林と里山の再生（2-1-2）

森林や里山の持つさまざまな機能を活かすための啓発活動、森林体験学習などの推進を図り、市民一人ひとりの森林保全に対する意識を高めます。

また、「植える、育てる、伐る」の推進を図り、森林が循環していく体制整備を行うとともに、地域の特性に応じた健全な森林づくりをすすめます。

第2項 自然の恵みを活かす仕組みづくりの推進（2-2）

◆1 自然環境を活用した地域づくりの推進（2-2-1）

四季折々の美しく豊かな自然を活かした地域の魅力を発信し、交流などを進め、市民や関係団体と協働で地域の活性化を図ります。

◆2 森林資源の利活用の推進（2-2-2）

森林や里山づくりにより産出されるさまざまな森林資源の地産地消を推進するとともに、木質バイオマスエネルギー^{*11}の有効利用と新たな利活用の取組を図り、地域の活性化をめざします。

第3項 自然に親しみ、学び、誇りを持てるふるさとの創造（2-3）

◆1 環境教育と環境学習の推進（2-3-1）

ふるさとの価値や良さを知り、環境を大切にすることを育むために、豊かな自然やさまざまな地域資源を活用した環境教育を推進します。

また、わかりやすく参加しやすい学習機会を提供し、市民一人ひとりの環境意識の高揚を図ります。

◆2 市民協働による環境保全活動の推進（2-3-2）

市民や関係団体の環境保全活動の活性化と拡大を図るため、環境に関するさまざまな情報を提供するなど啓発活動を行うとともに、その担い手となる人財や団体などの育成をすすめます。

第4項 循環型社会環境の整備（2-4）

◆1 ごみの減量化とリサイクルの推進（2-4-1）

家庭や事業所からのごみの発生や排出を抑制し、限りある資源を有効に活用するため、ごみの分別と3R^{*12}の啓発活動を積極的に進め、引き続きごみを資源に変えるリサイクル意識の醸成を図り、循環型社会の構築をめざします。

また、ごみ処理施設の広域化を図ります。

◆2 地球温暖化対策の推進（2-4-2）

地球温暖化対策の取り組みを計画的・総合的に推進し、公共施設、事業所、家庭において、省エネルギー、自然エネルギーの活用の普及・啓発を図ります。

◆3 公害の抑制と生活環境の保全（2-4-3）

公害発生を未然に防ぎ、身近な生活環境を良好に保つために監視活動や環境意識向上のための啓発活動に努めます。

また、市民が中心になった環境美化運動を推進し、ごみのないきれいなまちづくりをめざします。

^{*11} 木質バイオマスエネルギー：バイオマス（動植物から生まれた再生可能な有機資源）のうち樹木に由来する自然エネルギーで、薪、木炭、木質チップ、木質ペレットなどがあります。

^{*12} 3R（スリーアール）：リデュース（ごみそのものを減らす）、リユース（何回も繰り返し使う）、リサイクル（分別して再び資源として利用する）の頭文字をとったもの。

第3節 健康・福祉

基本目標 生涯にわたり健やかで

安心して暮らせるまちづくり

地域社会全体でともに支えあう関係や環境を整え、安心して心豊かに楽しく暮らせるまちをめざします。

1 現状と課題

○現状と課題

人口の減少と少子高齢化が進行し、生活環境や個人の価値観が著しく変化するなかで、生涯にわたり健やかで安心して暮らせる環境の整備が今まで以上に求められています。

健康は誰もが願うことであり、そのためには、市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守り、つくる」という意識を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことに加え、市民の主体的な活動を、地域社会全体で支える体制づくりが必要です。

また、現代はストレス社会とも言われ、複雑な人間関係や社会環境の変化による過剰なストレスが心身の不調の発症を引き起こしたり、なかには自殺に至る場合もあるなど、地域社会に及ぼす影響が大きいので、社会全体で心の健康づくりをすすめる仕組みを構築する必要があります。

次世代への支援については、若者が将来に希望を持ち、安心して子どもを産み、育てる喜びを感じることができるまちづくりを目指し、家庭、保育園、幼稚園、学校及び地域や企業が密接に連携することにより、地域社会全体で支える環境を整える必要があります。

人口の減少に比べて、障害者手帳の所持者数や、認知症、要介護状態にある高齢者は増加しています。障害のある人や高齢者が、住み慣れた地域で、それぞれの状態やニーズに応じて安心して暮らせるために、地域社会の理解や就労・社会参加の場の確保に加え、住まい、医療、介護、予防、生活支援サービスが切れ目なく提供できるよう、地域包括ケアシステム^{*13}の構築が求められています。

医療については、医療再編により、初期医療から高度医療までを提供する体制が整備されたので、今後は、魚沼基幹病院との連携により、市立医療施設の診療体制を充実させていく必要があります。また、将来にわたってその体制を維持できるよう、医療資源の育成や地域医療魚沼学校の取組を拡大させる必要があります。

^{*13} 地域包括ケアシステム：重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制。高齢者に限定されるものではなく、地域のすべての住民のための仕組み。（出典：厚生労働省HP）

○前期基本計画において優先されるべき課題

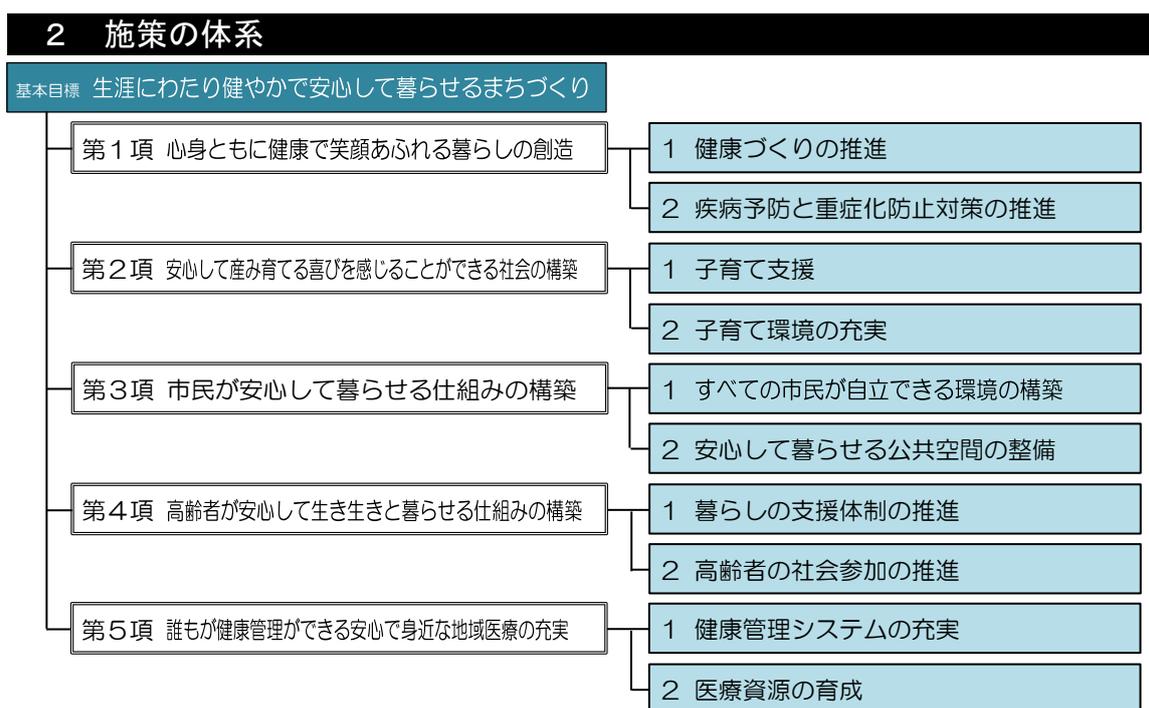
市民が主体的に健康づくりに取り組む体制を構築することにより、生活習慣病の予防や重症化を防止し、健康寿命の延伸やQOL^{*14}の向上、医療費や介護給付費の抑制につなげる必要があります。

心の健康づくりに関しては、様々な社会的要因が関連していることから、社会全体で取り組む必要があります。

子育て支援については、核家族化の進行、就労状況の変化などにより、結婚や妊娠、出産、育児に対する認識や価値観が多様化していることから、子育て環境の充実を図るとともに、子育て世代が抱える不安や負担感を解決していく必要があります。

また、障害のある人や高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるために、障害や認知症などへの理解とともに、住まい、医療、介護、予防、生活支援サービスが切れ目なく提供できる仕組みづくりが求められています。

医療については、魚沼基幹病院との連携により市立医療施設の診療体制を整えるとともに、医療資源の育成や地域医療魚沼学校の取組を拡大させる必要があります。



*14 QOL：人々の生活を物質的な面から量的にのみとらえるのではなく、精神的な豊かさや満足度も含めて、質的にとらえる考え方。医療や福祉の分野で重視されています。クオリティ・オブ・ライフ（生活の質）の略。

3 主要な施策

第1項 心身ともに健康で笑顔あふれる暮らしの創造（3-1）

◆1 健康づくりの推進（3-1-1）

市民一人ひとりが、自主的に健康づくりに取り組むことができるよう、各年代に適した栄養・食生活、身体活動、こころの健康・休養などに関する情報を提供します。また、市民の取り組みを支える環境を整えます。

◆2 疾病予防と重症化防止対策の推進（3-1-2）

生活習慣病の予防や重症化を防止するため、健診（検診）・健康相談・健康教育などの保健活動を充実します。また、心の健康づくりをすすめるため、保健・医療・福祉関係者をはじめ様々な分野との連携を強化するとともに、地域において気づき・つながり・見守りができるネットワークの構築をめざします。

第2項 安心して産み育てる喜びを感じることができる社会の構築（3-2）

◆1 子育て支援（3-2-1）

育児不安を受け止め、子育て世代が孤立しないように子育てに寄り添い、子どもの健やかな成長を地域全体で見守り、育む仕組みづくりをすすめていきます。

妊娠期から子育てまで切れ目のない母子保健対策の充実と、子育てに関して身近な相談窓口である保育園、幼稚園、子育て支援センターが連携し、情報の発信を行う体制づくりとその確立に努めます。

◆2 子育て環境の充実（3-2-2）

社会の変化による保育ニーズの多様化に対応するため、多面的な保育サービスの提供や、公立保育園の運営のあり方について検討します。

乳児期から健やかな発達を支援するため、子育て支援センターの体制整備や施策の充実に加え、保護者や地域が共に学び、育ち、支え合えるよう情報提供や利用相談に努めます。

第3項 市民が安心して暮らせる仕組みの構築（3-3）

◆1 全ての市民が自立できる環境の構築（3-3-1）

障害のある人が、住み慣れた地域の中で、自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、相談体制を強化するとともに、一人ひとりに合った適切な福祉サービスの提供や、生活支援体制を整えます。

また、地域における自立と社会参加の実現に向けて、市民一人ひとりが相互に尊重し支えあい、障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくりを推進します。

◆2 安心して暮らせる公共空間の整備（3-3-2）

障害の有無にかかわらず、市民の誰もが安全で快適に暮らすことができる地域社会を実現するため、公共建物、交通機関や道路のユニバーサルデザイン化により、全ての人にやさしいまちづくりを推進します。

第4項 高齢者が安心して生き生きと暮らせる仕組みの構築（3-4）

◆1 暮らしの支援体制の推進（3-4-1）

住み慣れた地域の中で、高齢者が安心して自分らしい生活を送ることができるよう、地域資源を活用した地域ネットワークの整備を進め、住まい、医療、介護、予防、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を推進します。

◆2 高齢者の社会参加の推進（3-4-2）

価値観が多様化する中で、高齢者が社会の重要な一員として、年齢や性別にとらわれることなく、培ってきた高い技術や知識を活かし、生きがいを持って活躍できる場の充実を図ります。

第5項 誰もが健康管理ができる安心で身近な地域医療の充実 (3-5)

◆1 健康管理システムの充実 (3-5-1)

市民が地域で安心して暮らしていくため、誰もが適切な健康管理が可能となるよう、初期医療から高度医療まで受けられる医療連携体制を構築します。

また、市民に、適切な医療情報を迅速に提供するためのシステムの利用拡大を推進します。

◆2 医療資源の育成 (3-5-2)

医師・看護師など地域内に不足する医療資源を充実させるため、教育の充実や修学資金の助成などを行います。

また、市民の医療知識や保健能力を向上させ、かかりつけ医を持ちながら上手に医療機関を利用することにより、医療従事者と一緒に医療を守る取り組みをすすめます。

第4節 産業

基本目標 豊かな地域資源を活かした 力強い産業を創るまちづくり

豊富な地域資源を活用した新産業の創出と既存産業の強化を合わせ人材の育成・確保により、力強い地域産業づくりをすすめます。また、雇用の場の拡充と交流人口の拡大を図り、広く情報発信をすることにより活力のあるまちづくりをすすめます。

1 現状と課題

○現状と課題

本市は、魚沼産コシヒカリの主要な産地であり、これに加えユリ切花や山菜などの農産物の生産振興と地域ブランドの確立を進めておりますが、米価下落や農業者の高齢化、後継者不足によって耕作放棄地が増加するなど、農業・農村の活力の低下が課題となっております。

林業については、木材需要の減少により森林・里山の荒廃がすすんでおり、森林資源の循環の観点からも木質バイオマス活用等による木材需要の拡大への取り組みが求められています。

商業については、人口減少や市外での消費の増加等により商店数や従業員数が減少しており、中心市街地の機能維持の観点からも商店街の活性化が課題となっております。製造業については、地域雇用の大きな受け皿であり、より力強い産業構造を目指す必要があります。

観光については、入込客数がほぼ横ばいの中、観光振興につながるような魚沼独自の文化や地域連携を活かした新しい観光スタイルの実現が求められています。

雇用面においては、生産年齢人口の減少や若年世代の都市部への流出により、地域産業全般への新規就業者が少ない中、地域を担う若者が安心して働けるための安定した雇用の創出が課題となっております。

○前期基本計画において優先されるべき課題

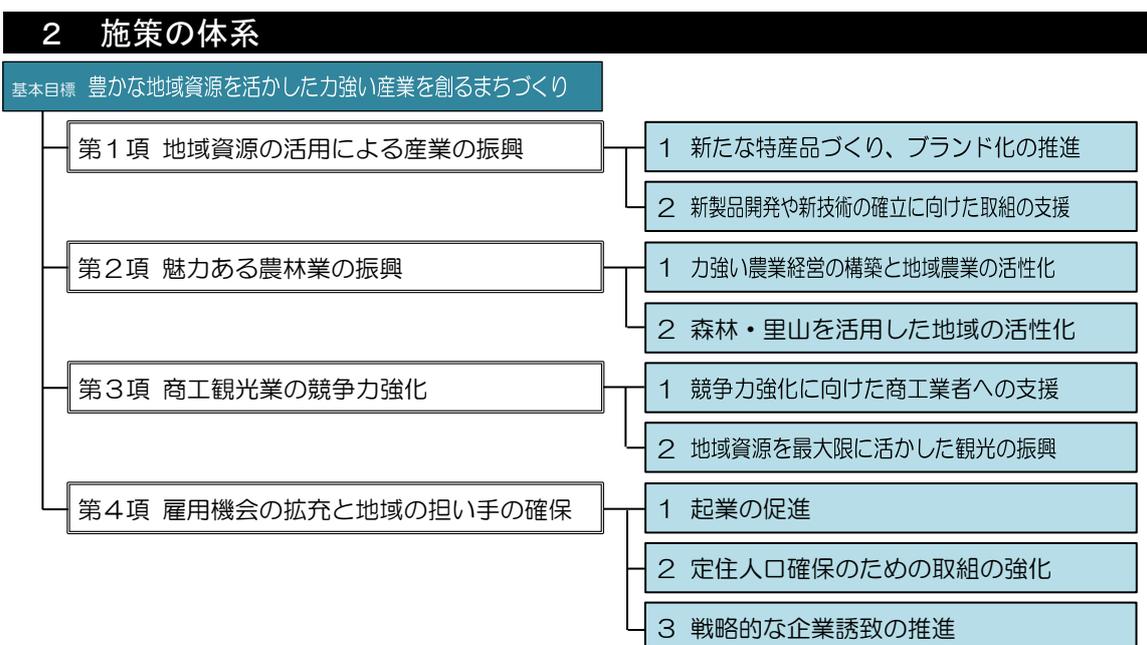
地域産業全体で新たなビジネスや雇用を創出し地域経済の活性化を図るためには、地域の若者や女性が起業しやすい環境をつくることや既存企業、個人事業主の新たな事業への取組を支援していく必要があります。

農業については、担い手の確保に向け生産性を高めるとともに農産物のブランド化、高付加価値化の推進など、若者にも魅力ある産業にしていくことが必要です。また、美しい農村環境を維持するため、地域とともに農用地の保全や耕作放棄地の解消に努めていく必要があります。

林業については、森林整備の低コスト化や集約による効率化を図り、持続可能な森林経営を行うことが必要です。また、地元産木材を活用し林業関連産業を活性化させ雇用の拡大につなげる必要があります。

商業については、魅力ある小売店の連携による商店街の活性化を目指すとともに、製造業については、地域の特性を活かした製品づくりや新技術の開発、差別化等を支援し、地域企業の活性化と雇用拡大につなげていかなければなりません。

観光については、自然、文化、人財等の地域の観光資源を有機的につなぎ合わせ、新たな魅力を創り上げていく必要があります。



3 主要な施策

第1項 地域資源の活用による産業の振興（4-1）

◆1... 新たな特産品づくり、ブランド化の推進（4-1-1）...

本市には魚沼産コシヒカリや山菜をはじめとした豊かな農林水産物や魅力ある食文化があります。これらの地域資源を活用した新たな特産品づくりをすすめ、魚沼ブランドの積極的な情報発信や高付加価値化を図ります。

◆2... 新製品開発や新技術の確立に向けた取組の支援（4-1-2）...

地域の豊富な食材、雪や水などの資源の活用を推進し、新製品の開発や新技術の確立、新分野への進出や新産業の創出及び雪冷熱の活用促進を図る企業の取り組みを支援します。

第2項 魅力ある農林業の振興（4-2）

◆1 力強い農業経営の構築と地域農業の活性化（4-2-1）

生産基盤の整備や担い手への農地集積をすすめ、生産性の向上や担い手の育成により、持続可能で力強い農業経営の構築を推進します。

農産物の品質向上と生産拡大をすすめ、6次産業化、農商工連携、ブランド化により商品開発や販売活動を支援し、地域農業の活性化と農業者の所得向上を図ります。

農村環境と調和した農業生産と食の安全性向上の取り組みをすすめ、安全安心な農産物の生産と地産地消の取り組みを推進します。

◆2 森林・里山を活用した地域の活性化（4-2-2）

地元産木材の需要拡大と低質材の有効活用及び生産基盤の整備による生産コストの縮減を図り、人財の育成及び安定供給体制の整備により雇用の創出、所得の向上を図り地域産業である林業の活性化と、森林・里山の健全化をめざします。

第3項 商工観光業の競争力強化（4-3）

◆1 競争力強化に向けた商工業者への支援（4-3-1）

商業においては商店街における賑わい創出による活性化をめざし、地域の一体的な取組を支援するとともに、製造業においては産学官連携の推進や関係団体との協力体制の強化に向けた活動を支援します。

また、創業や新事業、高度な技術を持つ人財育成を支援します。あわせて、円滑な企業経営に必要な資金調達時の負担軽減に努めます。

◆2 地域資源を最大限に活かした観光の振興（4-3-2）

魚沼の自然を活かした体験型観光や外国人観光客などの誘客促進に向けた体制整備、友好都市との交流、来訪者をおもてなしする人財の育成などを推進し、地域資源を最大限に活かした観光をめざします。

第4項 雇用機会の拡充と地域の担い手の確保（4-4）

◆1 起業の促進（4-4-1）

起業や新分野進出にチャレンジしやすい環境を整備するため、相談窓口や各種支援策の充実に努めるとともに、国県等の支援制度についても積極的に情報提供や活用支援を行うなど利用促進に努めます。

◆2 定住人口確保のための取組の強化（4-4-2）

定住人口を増やすためには、雇用の場の確保が重要です。新たな就業の場を創出するため、事業者への各種支援策の拡充に努めるとともに、市内への就職希望者に対して、市が主催する就職相談会等の開催や、ハローワークとの連携による職業紹介の取り組みをすすめることにより、定住人口の確保に努めます。

◆3 戦略的な企業誘致の推進（4-4-3）

本市の豊かで良質な水など、地域資源を利活用した産業おこしをすすめます。あらゆるネットワークを活用し、重点的に企業誘致活動を行っている健康ビジネス分野での広がりをめざして、地域の特性を活かすことのできる優良企業の立地に向けて、新潟県や関係団体と連携しながら戦略的な企業誘致活動を展開します。

第5節 教育・文化

基本目標 私たちが育む学びのまちづくり

誰もが学び交流する場所づくりを推進するとともに、楽しく有意義に継続できる生涯学習、スポーツや芸術文化活動の環境整備を推進し、質の高い学びのまちづくりをすすめます。

1 現状と課題

○現状と課題

生涯学習の需要が増大している中で、いつでも必要に応じて学習機会を選択し、学ぶことができる仕組みの充実やきめ細かな学習情報の提供など、生涯学習推進体制の充実が求められています。

また、高度情報化や少子化など子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化する中で、家庭、地域、園・学校が目標や理念を分かち合い、子どもの成長を保障する保育や教育実践を計画的・継続的に連携し、展開していく必要があります。

心の豊かさを求める市民意識が高まっている中、文化会館や公民館等を拠点として様々な芸術文化活動が行われており、今後も、地域文化の振興を図り、それらの活動支援を推進する必要があります。あわせて、地域の文化財を活用して郷土の歴史や文化を学び、保護し、継承していく必要があります。

生涯にわたり健康で生き生きと過ごすために、様々なスポーツを推進する体制の強化が求められています。

今後、各種施設の効果的な活用と、市民の利便性等と運営の効率化等を考慮しながら、施設の再編をすすめる必要があります。

○前期基本計画において優先されるべき課題

生涯にわたり学び続けるためには、その仕組みの充実が必要であり、事業連携の推進、生涯学習推進体制の確立、社会教育施設等の運営体制の見直しが課題です。

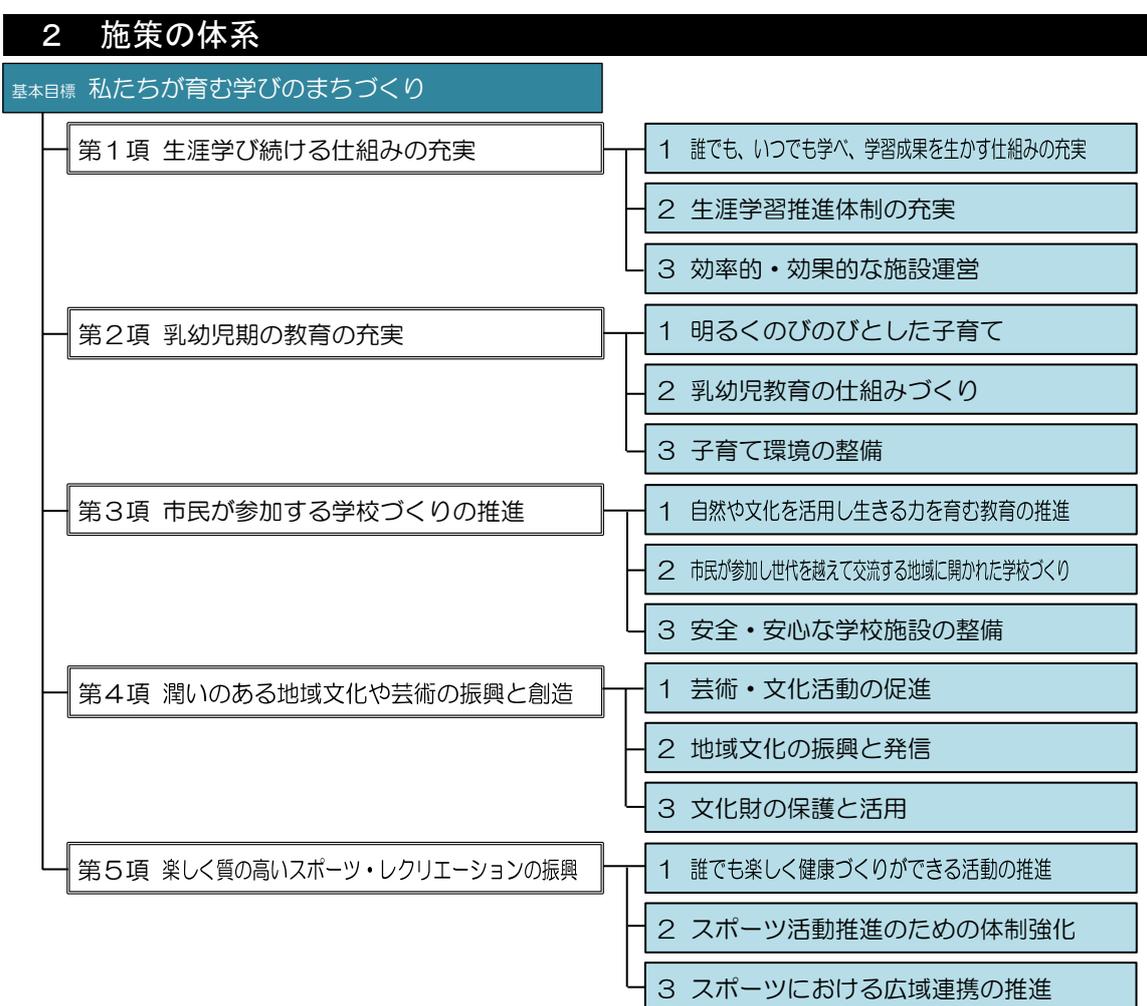
乳幼児期は子どもにとって人生の基礎を築いていく時期であり、そのためには親支援が重要となります。のびのびと子育てができるよう、正確な情報を伝え、身近に相談ができる体制づくりが求められます。また、少子化の進行など子育て環境の大きな変化を踏まえ、社会情勢に応じた施設整備について検討する必要があります。

学校づくりにおいては、思いやりにあふれ、お互いに高めあえる居心地の良い学級集団づくりを進め、家庭や地域と連携しながら、学力向上と、いじめ・不登校の予防を推進する必要があります。また、少子化などの教育環境の変化に対応し、よりよい教育環境を構築するための学区再編をすすめることが大きな課題となっています。

心豊かな生活を送るためには芸術文化活動が必要であり、その参加者を増やすためには、芸術文化に触れる機会の充実、人材育成と活動支援が重要です。文化活動は、社会的効果だけでなく経済効果を伴いますので、まちづくりの重要な要素として、地域の発展と存続のため、歴史や伝統文化の継承を行う必要があります。

文化財保護においては、施設整備を含めた文化財の公開と活用が大きな課題であり、文化財の継承と発信が大切です。

スポーツ・レクリエーションの振興のため、各種スポーツ団体の自立と体制強化、ジュニア及びアスリート育成を含むスポーツクラブ支援システムの整備、施設の再編整備と広域連携の推進が求められています。



3 主要な施策

第1項 生涯学び続ける仕組みの充実（5-1）

◆1 誰でも、いつでも学べ、学習成果を生かす仕組みの充実（5-1-1）

子どもから高齢者までの社会参加や生涯学習を支援し、学習機会の充実を図るため、多様な交流を促進するとともに優れた地域資源の活用を図り、地域課題解決に貢献する人財の発掘を推進します。また、生涯学習関係団体との事業連携を推進するとともに、インターネットなどを活用した効果的な学習情報の提供に努めます。

◆2 生涯学習推進体制の充実（5-1-2）

生涯学習の普及促進と、図書館や公民館事業の充実を目的に、市民主体の活動や園・学校を支援し、行政各分野の連携と様々な生涯学習事業の活用など生涯学習推進体制の充実を図ります。

◆3 効率的・効果的な施設運営（5-1-3）

社会教育施設の計画的な再編及び連携強化を図るとともに、運営体制の見直しを行い、図書館・公民館等の機能を整備し、効果的な活用を図ります。

第2項 乳幼児期の教育の充実（5-2）

◆1 明るくのびのびとした子育て（5-2-1）

家庭・地域・園が一体となり、社会全体で子育てを支えていく機運を醸成し、明るくのびのびとした子育てができるよう支援し、思いやりや挑戦の心を育むとともに、規則正しい生活のリズム、基本的な生活習慣の獲得をめざします。

また、人や自然と関わり、遊びを通して多くの体験から、好奇心や社会性のある子どもに育つよう支援します。

◆2 乳幼児教育の仕組みづくり（5-2-2）

乳幼児期の相談支援、子育てサークル支援、親子の交流の場の提供などを行い、子どもの個々の発達に即した支援に努めます。

園と学校が連携し、情報共有することによって、切れ目のない支援と保育・教育の質の向上を図ります。

◆3 子育て環境の整備（5-2-3）

乳児期から学童期まで、各年代の子育てニーズの多様化や少子化、過疎化などの社会情勢の変化に応じ施設内容の再編や充実などの子育て環境の整備に努めます。

第3項 市民が参加する学校づくりの推進（5-3）

◆1 自然や文化を活用し生きる力を育む教育の推進（5-3-1）

魚沼の自然や人的・文化的資源などの「ふるさと力」を生かし、家庭、地域、学校が目標や理念を分かち合い、協力し合って、感性豊かで、たくましい子どもを育てる教育環境の整備をすすめます。

また、家庭教育、人権教育などの充実を図りながら、子どもたちの居心地の良い居場所づくりを行い、基礎学力の定着と体験活動を重視した教育の実践を推進します。

◆2 市民が参加し世代を越えて交流する地域に開かれた学校づくり（5-3-2）

地域や家庭が学校活動に気軽に、積極的に参加できる地域に開かれた学校づくりと地域ぐるみの安全体制の充実をすすめます。幼保小中高の連携や外部との相互交流を積極的に推進し、地域の伝統文化に親しみながら、社会性の向上や社会を生き抜く知恵を磨きます。

また、子どもたちにとってより良い教育環境を構築するため、地域と連携しながら学区再編の取組をすすめます。

◆3 安全・安心な学校施設の整備（5-3-3）

老朽化対策、大規模改修などによる施設整備をすすめるとともに、情報化対応など、近年の学習内容や形態に合った環境への改修を行い、子どもたちが快適に学ぶことができる、安全・安心な学校施設の整備をすすめます。

第4項 潤いのある地域文化や芸術の振興と創造（5-4）

◆1 芸術・文化活動の促進（5-4-1）

市民が心豊かな生活を送るために、多様な芸術文化に触れる機会を充実させるとともに、芸術文化を支える人財の育成と活動支援を行います。また、次世代の担い手である子どもたちを育成する文化体験の場を拡充します。

さらに、市民が芸術文化に広く関わっていくため、教育・商工観光・福祉など各種団体と連携を深め、新しい文化活動を創出します。

◆2 地域文化の振興と発信（5-4-2）

市内文化施設の特徴を活かし、家庭・地域・学校が連携し、伝統的生活文化に触れる機会を創出し、地域文化活動の促進を図ります。

また、ふるさと伝統文化を継承し活用するために、子どもたちの地域文化活動への参加を促進します。

国内外の都市・団体などと連携を図りながら文化交流を行い、あわせて地域文化活動の振興と情報の発信を図ります。

◆3 文化財の保護と活用（5-4-3）

市内に存在する文化財を地域資源として広く公開し、施設整備を含め、子どもたちが接する機会や、市民が学ぶ機会を積極的に設けるなどの有効な活用を図り、郷土の歴史・文化に関する認識を深め、市民全体で保護・継承し、発信していく意識を高めます。

第5項 楽しく質の高いスポーツ・レクリエーションの振興（5-5）

◆1 誰でも楽しく健康づくりができる活動の推進（5-5-1）

子どもから高齢者まで、スポーツ活動やレクリエーションに参加でき、健康増進や生きがいがづくり、そして地域も元気になる生涯スポーツの推進を図ります。

◆2 スポーツ活動推進のための体制強化（5-5-2）

夢に向かってスポーツに挑戦していく人々や関係者への支援を充実させるため、各スポーツ団体と連携・協働しながら、各組織の自立と体制強化を推進します。

また、スポーツを「する」「観る」「支える」といった関わり方に応じて、スポーツに接する機会を創出し、それぞれが支えあい、連携するシステムの整備を図ります。

◆3 スポーツにおける広域連携の推進（5-5-3）

様々なスポーツに接する機会の拡大、スポーツの普及、推進、競技力向上を図るには、近隣市町と連携した取組も重要となります。既存施設の活用を図りながら、施設整備や相互利用など、スポーツの振興や推進にかかる全ての分野において、広域的な連携をすすめていきます。

第6節 市民協働・自治体運営

基本目標 市民の想いを活かした未来へつなぐまちづくり

行政が情報を提供し、協働するシステムを充実させ、魅力あるまちづくりをすすめます。

1 現状と課題

○現状と課題

行政からの積極的な情報提供と市民との情報の共有化により、より多くの市民の自主的な参画を促し、市民と行政が協働した実践型の仕組みづくりを充実することが必要です。

今後も少子高齢化が進んでいく中で、支えあい、活力ある地域づくりへの支援、地域に眠る人財の発掘と活用、次代を担う人財の育成などをすすめていく必要があります。

行政運営においては、行政情報の発信、周知方法等の改善を図りながら、今後も引き続き市民満足度を高めるための取組をすすめていかなければなりません。

また、市民ニーズは多様化しており、その対応のために効率的で質の高い行政運営をすすめていく必要があります。

一方、今後において厳しい財政状況が見込まれる中、市民に信頼され、満足度の高いサービスを提供していくためには、事業を選択し、予算の集中投下が必要です。

○前期基本計画において優先されるべき課題

市民と行政との情報の共有化と、より多くの市民の自主的な参画を促すことにより、市民と行政が協働して知恵と力を出し合いながらまちづくりをすすめていく必要があります。

少子高齢化が進んでいく中で、地域全体で自分たちでできること、助け合いながらできることを選択しながら、地域課題の解決に向けて主体的に取り組む地域づくりへの支援、地域に眠る人財の発掘と活用、次代を担う人財の育成、地域外からの受入体制の構築をすすめていく必要があります。

行政運営においては、今後も地方交付税が減額されていくことから、財政健全化をすすめていかなければなりません。そのためには、行政組織の効率化や公共施設の再編など行政改革を継続していくとともに、事業を選択した予算の集中投下が必要です。

また、行政職員が減少していく中で質の高い行政サービスを提供していくためには、「質」を重視した職員の能力向上等が課題です。

2 施策の体系



3 主要な施策

第1項 市民参画と行政との協働の推進（6-1）

◆1 まちづくりへの市民参画の推進（6-1-1）

市民一人ひとりが、お互いの人権・人格を尊重し合って、自らがまちづくりの重要な担い手であることを自覚し、発言と行動に責任を持って参画できるよう意識の高揚を図ります。

また、情報を市民と共有し、男女・世代等を問わず多くの市民が参画し、その意見が反映されるまちづくりを推進します。

◆2 協働体制の充実（6-1-2）

まちづくりの主体である市民と行政が、お互いに対等な立場で意見交換を行いながら施策を推進する体制を充実していきます。

また、地域社会の担い手として、自主的かつ自立的な活動を行う「コミュニティ」を守り育てていくとともに、まちづくり委員会をはじめとしたまちづくり組織の連携の仕組みづくりを推進します。

第2項 市民参画による地域づくりの推進（6-2）

◆1 支え合う地域づくりの支援（6-2-1）

地域内の若者や子育て世代と高齢者など、世代間を越えた市民の交流を推進し、人財の発掘と活用を図るとともに、次代を担う人財の育成や活力ある地域づくりを支援します。

また、少子高齢化に伴う社会情勢の変化に対応して、地域の事情に応じた支えあい、助け合う地域づくりを支援します。

◆2 地域づくりの活性化（6-2-2）

「地域の課題は地域で話し合い解決する」という本来の住民主体型の地域づくりを推進しながら、「地域づくりから始まるまちづくり」をめざします。

また、広範な地域課題への対応や活力ある地域活動をすすめるため、全地域へのコミュニティ協議会の設立と、その活動を積極的に支援します。

◆3 地域づくりに向けた移住・定住の促進（6-2-3）

地域外との交流や地域おこし協力隊^{*15}の拡充による豊かな地域資源の発掘、積極的な情報発信、雪国・田舎暮らし体験、空き家の有効活用などを通じて、活力ある地域づくりに向けた移住者・定住者の増加を図ります。

第3項 市民に信頼される開かれた行政運営（6-3）

◆1 効率的で効果的な行政運営（6-3-1）

持続可能な行政運営を確立するため、優先的、重点的に取り組むべき施策を中心に事業を展開し、効率的で効果的な行政運営をすすめます。そのために施策や事業について行政評価を行うとともに、その結果をわかりやすく公表します。

◆2 わかりやすい行政情報の発信と職員の能力向上（6-3-2）

行政と市民との情報共有及び市民が参加しやすい行政運営のため、広報紙、ホームページのみならず、コミュニティFMなど様々な媒体を活用した情報提供に努めるとともに、「市民の想い」を行政に反映させる広聴活動を行います。

また、質の高い行政サービスを提供していくため、「質」を重視した職員の能力向上等に努めます。

^{*15} 地域おこし協力隊：最長3年間にわたり都市住民から住民票を移して地域に住み込んでもらい、地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民生活支援などの「地域協力活動」に従事し、併せてその定住・定着を図りながら、地域活性化につなげる取り組み。

第4項 選択と集中による財政運営（6-4）

◆1 行政改革の継続と組織のスリム化（6-4-1）

公共施設においては、複合的に施設を活用するなど、施設の再編を計画的にすすめ、維持管理経費の節減と将来負担の縮減を図ります。また、施設の再編とあわせ業務内容を見直して効率化をすすめることにより、行政組織のスリム化につなげ、人員の削減と財政負担の軽減を図ります。

◆2 事業の選択と予算の集中による財政運営（6-4-2）

厳しくなる財政状況の中、民間企業の経営管理手法を参考に、市民への行政サービスの質を低下させることなく、将来につなげる事業選択をし、適正な予算執行と集中管理をすすめます。